

改正案

現行

	<p>第二章 無線局の区分</p> <p>(無線局の目的)</p> <p>第三条 (同上)</p>
<p>(無線局の目的)</p> <p>第三条 次条の無線局の目的は、次の各号に掲げるとおり区分し、それぞれ、当該各号に掲げる範囲の無線局が該当するものとする。</p>	<p>一 (同上)</p>
<p>一 電気通信業務用 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第六号の電気通信業務並びに同法第六十四条第一項第一号及び第二号の電気通信事業を行う者が、電気通信役務を提供することを目的として開設するものであること(対地静止衛星(地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。)に開設する無線局にあつては、本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を行うことを目的の一部とするものを含む。)</p>	<p>二 (同上)</p>
<p>二 公共業務用 人命及び財産の保護、治安の維持その他これに準ずる公共の業務を遂行するために開設するものであること(第十一号の放送事業用の無線局に該当するものを除く。)</p>	<p>三 (同上)</p>
<p>三 簡易無線通信業務用 簡易な無線通信業務を行うことを目的として開設するものであること(次号のアマチュア業務用の無線局に該当するものを除く。)</p>	<p>四 (同上)</p>
<p>四 アマチュア業務用 金銭上の利益のためでなく、専ら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務を行うことを目的として開設するものであること。</p>	<p>五 (同上)</p>
<p>五 中波放送用 中波放送を行うことを目的として開設するも</p>	<p>五 (同上)</p>

のであること（電気通信業務用の無線局に該当するものを除く。以下第十号までにおいて同じ。）。

六 短波放送用 短波放送（電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二条第一項第二十四号の二に規定するものをいう。）を行うことを目的として開設するものであること。

七 超短波放送用 超短波放送又は超短波多重放送（超短波放送の電波に重畳して、音声その他の音響、文字、図形その他の影像又は信号を送る放送であつて、超短波放送に該当しないものをいう。）を行うことを目的として開設するものであること。

八 テレビジョン放送用 テレビジョン放送又はテレビジョン多重放送（テレビジョン放送の電波に重畳して、音声その他の音響、文字、図形その他の影像又は信号を送る放送であつて、テレビジョン放送に該当しないものをいう。以下同じ。）を行うことを目的として開設するものであること（次号の受信障害対策放送用の無線局に該当するものを除く。）。

九 受信障害対策放送用 十二・〇九二ギガヘルツから十二・二〇〇ギガヘルツまでの周波数を使用するテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送であつて、高層建築物等によるテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送の受信障害の解消を目的とする放送を行うことを目的として開設するものであること。

十 データ放送用 データ放送（電波法施行規則第二条第一項第二十八号の四に規定するものをいう。）を行うことを目的として開設するものであること。

十一 放送事業用 基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が、放送事業の円滑な遂行を図るために開設するものであること。

六  
（同上）

七  
（同上）

八  
（同上）

九  
（同上）

十  
（同上）

十一 放送事業用 放送事業者が、放送事業の円滑な遂行を図るために開設するものであること。

と。

十二 小電力業務用 電波法施行規則第六条第一項第二号に規定するもの又は法第四条第二号若しくは第三号に規定するもののいずれかに該当するものであること。

十三 一般業務用 前各号のいずれにも該当しないものであること。

(無線局の区分)

第四条 法第七十一条の二第一項第一号の無線局の区分は、次のとおりとする。

- 一 無線通信の態様が固定業務である無線局であつて、無線局の目的が電気通信業務用であるもの
- 二 無線通信の態様が固定業務である無線局であつて、無線局の目的が公共業務用であるもの
- 三 無線通信の態様が固定業務である無線局であつて、無線局の目的が放送事業用であるもの
- 四 無線通信の態様が固定業務である無線局であつて、無線局の目的が一般業務用であるもの
- 五 無線通信の態様が固定衛星業務である無線局であつて、無線局の目的が電気通信業務用であるもの
- 六 無線通信の態様が固定衛星業務である無線局であつて、無線局の目的が公共業務用であるもの
- 七 無線通信の態様が固定衛星業務である無線局であつて、無線局の目的が放送事業用であるもの
- 八 無線通信の態様が衛星間業務である無線局であつて、無線局の目的が電気通信業務用であるもの

十二 (同上)

十三 (同上)

(無線局の区分)

第四条 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

五 (同上)

六 (同上)

七 (同上)

八 (同上)

九	無線通信の態様が衛星間業務である無線局であつて、無線局の目的が公共業務用であるもの	九	(同上)
十	無線通信の態様が宇宙運用業務である無線局であつて、無線局の目的が公共業務用であるもの	十	(同上)
十一	無線通信の態様が宇宙運用業務である無線局であつて、無線局の目的が一般業務用であるもの	十一	(同上)
十二	無線通信の態様が陸上移動業務である無線局であつて、無線局の目的が電気通信業務用であるもの	十二	(同上)
十三	無線通信の態様が陸上移動業務である無線局であつて、無線局の目的が公共業務用であるもの	十三	(同上)
十四	無線通信の態様が陸上移動業務である無線局であつて、無線局の目的が簡易無線通信業務用であるもの	十四	(同上)
十五	無線通信の態様が陸上移動業務である無線局であつて、無線局の目的が放送事業用であるもの	十五	(同上)
十六	無線通信の態様が陸上移動業務である無線局であつて、無線局の目的が小電力業務用であるもの	十六	(同上)
十七	無線通信の態様が陸上移動業務である無線局であつて、無線局の目的が一般業務用であるもの	十七	(同上)
十八	無線通信の態様が陸上移動衛星業務である無線局であつて、無線局の目的が電気通信業務用であるもの	十八	(同上)
十九	無線通信の態様が陸上移動衛星業務である無線局であつて、無線局の目的が公共業務用であるもの	十九	(同上)
二十	無線通信の態様が海上移動業務である無線局であつて、無線局の目的が電気通信業務用であるもの	二十	(同上)
二十一	無線通信の態様が海上移動業務である無線局であつて、無線局の目的が公共業務用であるもの	二十一	(同上)

二十二 無線通信の態様が海上移動業務である無線局であつて、無線局の目的が一般業務用であるもの

二十三 無線通信の態様が海上移動衛星業務である無線局であつて、無線局の目的が電気通信業務用であるもの

二十四 無線通信の態様が海上移動衛星業務である無線局であつて、無線局の目的が公共業務用であるもの

二十五 無線通信の態様が航空移動（R）業務である無線局であつて、無線局の目的が電気通信業務用であるもの

二十六 無線通信の態様が航空移動（R）業務である無線局であつて、無線局の目的が公共業務用であるもの

二十七 無線通信の態様が航空移動（R）業務である無線局であつて、無線局の目的が一般業務用であるもの

二十八 無線通信の態様が航空移動（OR）業務である無線局であつて、無線局の目的が公共業務用であるもの

二十九 無線通信の態様が航空移動衛星業務である無線局であつて、無線局の目的が電気通信業務用であるもの

三十 無線通信の態様が航空移動衛星業務である無線局であつて、無線局の目的が公共業務用であるもの

三十一 無線通信の態様が放送業務である無線局であつて、無線局の目的が中波放送用であるもの

三十二 無線通信の態様が放送業務である無線局であつて、無線局の目的が短波放送用であるもの

三十三 無線通信の態様が放送業務である無線局であつて、無線局の目的が超短波放送用であるもの

三十四 無線通信の態様が放送業務である無線局であつて、無線局の目的がテレビジョン放送用であるものうち、当該無線局

二十二 (同上)

二十三 (同上)

二十四 (同上)

二十五 (同上)

二十六 (同上)

二十七 (同上)

二十八 (同上)

二十九 (同上)

三十 (同上)

三十一 (同上)

三十二 (同上)

三十三 (同上)

三十四 無線通信の態様が放送業務である無線局であつて、無線局の目的がテレビジョン放送用であるものうち、当該無線局

に係る電気通信設備が標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成二十三年総務省令第●●号)によるもの以外のものであるもの

三十五 無線通信の態様が放送業務である無線局であつて、無線局の目的がテレビジョン放送用であるものうち、当該無線局に係る電気通信設備が標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものであるもの

三十六 無線通信の態様が放送業務である無線局であつて、無線局の目的が受信障害対策放送用であるもの

三十七 無線通信の態様が放送衛星業務である無線局であつて、無線局の目的が超短波放送用であるもの

三十八 無線通信の態様が放送衛星業務である無線局であつて、無線局の目的がテレビジョン放送用であるもの

三十九 無線通信の態様が放送衛星業務である無線局であつて、無線局の目的がデータ放送用であるもの

四十 無線通信の態様が無線測位衛星業務(無線航行衛星業務に該当するものを除く。以下同じ。)である無線局であつて、無線局の目的が公共業務用であるもの

四十一 無線通信の態様が無線測位衛星業務である無線局であつて、無線局の目的が一般業務用であるもの

四十二 無線通信の態様が無線航行衛星業務(航空無線航行衛星業務に該当するものを除く。以下同じ。)である無線局であつて、無線局の目的が公共業務用であるもの

四十三 無線通信の態様が無線航行衛星業務である無線局であつて、無線局の目的が一般業務用であるもの

四十四 無線通信の態様が海上無線航行業務である無線局で

の無線設備が適合している技術基準が標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成十五年総務省令第二十六号)によるもの以外のものであるもの

三十五 無線通信の態様が放送業務である無線局であつて、無線局の目的がテレビジョン放送用であるものうち、当該無線局の無線設備が適合している技術基準が標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものであるもの

三十六 (同上)

三十七 (同上)

三十八 (同上)

三十九 (同上)

四十 (同上)

四十一 (同上)

四十二 (同上)

四十三 (同上)

四十四 (同上)

あつて、無線局の目的が公共業務用であるもの	
四十五 無線通信の態様が海上無線航行業務である無線局であつて、無線局の目的が一般業務用であるもの	四十五 (同上)
四十六 無線通信の態様が航空無線航行業務である無線局であつて、無線局の目的が公共業務用であるもの	四十六 (同上)
四十七 無線通信の態様が航空無線航行業務である無線局であつて、無線局の目的が一般業務用であるもの	四十七 (同上)
四十八 無線通信の態様が航空無線航行衛星業務である無線局であつて、無線局の目的が公共業務用であるもの	四十八 (同上)
四十九 無線通信の態様が航空無線航行衛星業務である無線局であつて、無線局の目的が一般業務用であるもの	四十九 (同上)
五十 無線通信の態様が無線標定業務である無線局であつて、無線局の目的が公共業務用であるもの	五十 (同上)
五十一 無線通信の態様が無線標定業務である無線局であつて、無線局の目的が小電力業務用であるもの	五十一 (同上)
五十二 無線通信の態様が無線標定業務である無線局であつて、無線局の目的が一般業務用であるもの	五十二 (同上)
五十三 無線通信の態様が気象援助業務である無線局であつて、無線局の目的が公共業務用であるもの	五十三 (同上)
五十四 無線通信の態様が気象援助業務である無線局であつて、無線局の目的が一般業務用であるもの	五十四 (同上)
五十五 無線通信の態様が地球探査衛星業務(気象衛星業務に該当するものを除く。以下同じ。)である無線局であつて、無線局の目的が公共業務用であるもの	五十五 (同上)
五十六 無線通信の態様が地球探査衛星業務である無線局であつて、無線局の目的が一般業務用であるもの	五十六 (同上)

- 五十七 無線通信の態様が気象衛星業務である無線局であつて、無線局の目的が公共業務用であるもの
- 五十八 無線通信の態様が気象衛星業務である無線局であつて、無線局の目的が一般業務用であるもの
- 五十九 無線通信の態様が標準周波数報時業務である無線局であつて、無線局の目的が公共業務用であるもの
- 六十 無線通信の態様が標準周波数報時衛星業務である無線局であつて、無線局の目的が公共業務用であるもの
- 六十一 無線通信の態様が宇宙研究業務である無線局であつて、無線局の目的が公共業務用であるもの
- 六十二 無線通信の態様が宇宙研究業務である無線局であつて、無線局の目的が一般業務用であるもの
- 六十三 無線通信の態様がアマチュア業務又はアマチュア衛星業務である無線局であつて、無線局の目的がアマチュア業務用であるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、法第七十一条の二第二項第一号の無線局の区分は、前項各号に掲げる無線局の区分を二以上組み合わせたものとする事ができる。

- (指定の申請)
- 第五条 法第七十一条の三第二項の規定による指定(この条において「指定」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
- 一 行おうとする特定周波数変更対策業務に係る周波数割当計

- 五十七 (同上)
- 五十八 (同上)
- 五十九 (同上)
- 六十 (同上)
- 六十一 (同上)
- 六十二 (同上)
- 六十三 (同上)
- 2 (同上)

- 第三章 指定周波数変更対策機関
- 第一節 指定周波数変更対策機関の指定等
- (指定の申請)
- 第五条 (同上)
- 一 行おうとする特定周波数変更対策業務に係る周波数割当計画



画又は基幹放送用周波数使用計画の変更

二 名称及び住所

三 特定周波数変更対策業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

四 特定周波数変更対策業務を開始しようとする日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 定款の謄本及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で特定周波数変更対策業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの

四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

五 役員の氏名及び経歴を記載した書類

六 組織及び運営に関する事項を記載した書類

七 特定周波数変更対策業務を行おうとする事務所ごとの当該特定周波数変更対策業務に用いる設備の概要及び整備計画を記載した事項

八 現に行っている業務の概要を記載した書類

九 特定周波数変更対策業務の実施の方法に関する計画を記載した書類

十 その他参考となる事項を記載した書類

(給付金の支給基準)

又は放送用周波数使用計画の変更

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

2 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

五 (同上)

六 (同上)

七 (同上)

八 (同上)

九 (同上)

十 (同上)

(給付金の支給基準)

第六条の二 法第七十一条の三第四項の給付金の支給に関する基準は、次のいずれかに該当するものであることとする。

一 法第七十一条の二第一項第三号に規定する周波数又は空中線電力の変更をしようとする無線局の免許人が当該無線局の周波数又は空中線電力の変更に必要な無線設備の変更の工事をしようとする事。

二 前号の周波数若しくは空中線電力の変更又は当該変更に伴い連鎖的に生じる周波数若しくは空中線電力の変更が無線局の運用を阻害することのないようするため、無線設備の変更の工事をする必要のある免許人が当該無線局の無線設備の変更の工事をしようとする事。

三 前二号の周波数又は空中線電力の変更が受信設備（特定周波数変更対策業務を行う周波数割当計画又は基幹放送用周波数使用計画の変更ごとに総務大臣が指定するものに限る。）の運用を阻害することのないようするため、当該受信設備の設置者とその運用の確保に必要な受信設備の変更の工事をしようとする事。

第六条の二（同上）

一（同上）

二（同上）

三 前二号の周波数又は空中線電力の変更が受信設備（特定周波数変更対策業務を行う周波数割当計画又は放送用周波数使用計画の変更ごとに総務大臣が指定するものに限る。）の運用を阻害することのないようするため、当該受信設備の設置者とその運用の確保に必要な受信設備の変更の工事をしようとする事。